

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月15日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第2号

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の特別調整額に関する規則（昭和35年岩手県人事委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

改正前							改正後								
別表第1（第2条関係）							別表第1（第2条関係）								
組 織		区 分						組 織		区 分					
		1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	6 種			1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	6 種
[略]							[略]								
警 察	本 部 等	[略]			[略]	[略]	[略]	警 察	本 部 等	[略]			[略]	[略]	[略]
					<u>刑事調</u> <u>査官（</u> <u>警視で</u> <u>ある刑</u> <u>事調査</u> <u>官に限</u> <u>る。）</u>	<u>刑事調</u> <u>査官</u> [略]				<u>検視官</u> <u>室長（</u> <u>警視で</u> <u>ある検</u> <u>視官室</u> <u>長に限</u> <u>る。）</u>	<u>検視官</u> <u>室長</u> [略]				
[略]							[略]								
[略]							[略]								

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。